

令和3年1月13日

## 「緊急事態宣言発令中の対応について」

- ◆原則通常どおり業務運営をいたします。  
ただし、取扱い分野によっては時間短縮、若しくは中止の場合もございます。  
詳しくはセンター事務局までお問合せください。
- ◆正午から午後1時までは窓口業務を休止します。

### 〈会員の皆様へ〉

万が一、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は速やかにセンター事務局までご連絡をお願いします。

また、事務局職員の出勤抑制を実施しています。お問合せや打合せ等、ご用の際は事前にお電話をいただき、なるべく来訪はご遠慮ください。やむを得ずお越しになる際には、検温のうえマスクの着用をお願いします。